

2 答申書

平成20年5月19日

20八教生総発19号

八王子市生涯学習審議会

会長 三浦真一 殿

八王子市教育委員会

これからの八王子市の生涯学習振興の基本方策について（諮問）

次のとおり、理由を添えて諮問します。

（諮問事項）

これからの八王子市の生涯学習振興の基本方策について

（諮問理由）

八王子市はこれまで「だれもがいつでも多様に学び豊かな文化を育むまち」の実現を目指し『八王子ゆめおりプラン』を踏まえた「八王子生涯学習プラン」（平成16～20年度）を策定し、様々な取り組みを進めてきたところです。

この間、平成18年12月に教育基本法が改正され、中央教育審議会から20年2月「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」及び同年4月「教育振興基本計画について」の答申が出され、子どもから高齢期まで国民一人ひとりが学校教育段階はもとより生涯を通じて自らを磨き高め、より良く生きるための意欲と力を鍛え豊かなものにするともに、他と協調しながら今後の社会のあり方について考え、主体的に行動することが求められています。

国を挙げてのこの要請に鑑み、生涯学習を国民一人ひとりがその生涯にわたって自主的・自発的に行うことを基本とした学習活動と考え、今後策定が予定される教育振興基本計画を見通しながら、これからの八王子市における生涯学習振興の基本方策について諮問いたします。

記

1. 生涯学習の基本的な考え方と仕組みづくり

「市民一人ひとりがその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる社会」の実現を目指すというとき、具体的に八王子市がどのような社会となることなのか、市民が共有できるコンセプト、ならびに、その社会実現に向けての進行管理と評価の仕組み。

2. 生涯学習の学習機会及び学習環境の拡充整備の具体策

生涯学習のためのこれまでの成果を整理したうえで、幼児期・学齢期・学び直し期・高齢期など（仮称）における自主的・自発的な学習活動の可能な内容の事例開発と啓発及び情報発信のあり方、ならびに、既成の学習拠点のほかに必要な環境の整備及び幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学・企業等の提携モデル。

3. 生涯学習の学習拠点となる生涯学習センターや図書館など施設充実の具体策

生涯学習センターや図書館等の社会教育施設の業務管理運営の見直しと再構築、ならびに、施設の改廃。

これからの八王子市の生涯学習振興の基本方策について

(答 申)

平成 21 年 5 月 18 日

八王子市生涯学習審議会

目 次

はじめに	2
第1章 八王子の生涯学習施策の現状	3
第2章 八王子のめざす生涯学習社会（基本理念）	4
第3章 生涯学習推進の重点項目	5
1. 市民と行政との協働	5
2. 情報収集のネットワーク構築と情報の一元的提供の推進	6
3. 事業の評価と学習施設の活用	7
4. 人材の育成と活用	9
第4章 生涯学習社会における社会教育施設を核とした新たな施策の展開	10
1. 社会教育施設の充実と関連施設との連携	10
2. 生涯学習の学習拠点となる生涯学習センターの施設充実の具体策	11
3. 社会教育施設の運営状況についての評価とその方法	14
第5章 生涯学習施設としての、これからの図書館のあり方	15
1. 今、求められる図書館像	15
2. 効果・効率的な管理運営	17
おわりに	19
資 料	21

はじめに

八王子市では平成 16 年 3 月に「八王子生涯学習プラン～学び拓こうわたしたちの夢・未来～」を策定し、市民が主体となった生涯学習社会の形成に向けて市民の生涯学習活動の推進を図ってきました。しかし、この間に社会情勢は科学技術の進歩や情報化の進展、急速な少子高齢社会への移行、多様な文化が共存する国際化など、めまぐるしい変容を遂げてきました。また社会の成熟化が進む中で、価値観は多様化し、家庭や地域の教育力の低下、経済不振による生活不安、地域の安全・安心の確保の必要性といった新たな問題も生じています。

このような中で、国は平成 18 年 12 月に教育基本法を改正し、生涯学習政策に深く関わる「生涯学習の理念」を第 3 条に新しく規定したことをはじめ、「家庭教育」、「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」などについての規定も新たに盛り込まれました。さらに、教育行政については第 17 条の「教育振興基本計画」に基づいて、文部科学省は平成 20 年 7 月に、東京都は平成 20 年 5 月にそれぞれ教育振興基本計画を策定しています。

また、中央教育審議会は平成 17 年 6 月に文部科学大臣から「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」の諮問を受け、「国民一人一人の学習活動を促進するための方策について」と「地域住民等の力を結集した地域づくり、家庭や地域社会における子どもの育ちの環境の改善のための方策について」の二つの事項を中心に検討を行い、教育基本法の改正も踏まえて、平成 20 年 2 月に『新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～』を答申しています。

平成 20 年 5 月、八王子市生涯学習審議会は八王子市教育委員会から「これからの八王子市の生涯学習振興の基本方策について」の諮問を受けました。これからの八王子市の生涯学習の推進は、国や都の施策の方向性を踏まえながら、市民や市民団体、関連機関と協働して幅広く実施されることが望まれます。

本答申は次の 3 点の諮問事項を中心に、今後策定される八王子市の教育基本計画“ゆめおり教育プラン”を念頭におき、八王子市における生涯学習施策の方向性を示すことを目的としています。

生涯学習の基本的な考え方と仕組みづくり

生涯学習の学習機会及び学習環境の拡充整備の具体策

生涯学習の学習拠点となる生涯学習センターや図書館など施設充実の具体策

第1章八王子の生涯学習施策の現状

八王子市では、生涯学習プランに基づきさまざまな取り組みが進められ、現在市内の各所において、行政や市民団体が開催する各種の講座が多数実施されています。また、生涯学習フェスティバルの開催、生涯学習センター等社会教育施設の通年開館や図書館の広域連携、学園都市としての機能を活用した「八王子学園都市大学 いちょう塾」の平成16年9月の開学など、市民の学びの要求に応えた幅広い分野において生涯学習環境が整備されつつあります。

しかし、学ぶ環境は徐々に整備されてきましたが、生涯学習活動を行っている市民の割合は、必ずしも増えてはいないのが現状です。市政世論調査による「生涯学習活動を行っている市民」の割合は約6割に上りますが、さらに生涯学習に親しむ市民の増加に資する働きかけが必要です。また、意欲はあっても、学習活動を行う場が身近にないとか、活動に必要な情報が入手できないとか、活動するにあたり何らかの支障があって、活動を行うことが困難な人たちへの支援策も考えていかなければなりません。さらに、活動をしている人や団体が繋がり、新たな学習へ発展していくことや、学びの成果を地域のまちづくりにいかすといった展開が求められています。

これまでの生涯学習推進の主な取り組み

○誰もが学び続けることのできる環境づくり

- 図書館機能の充実（通年開館、広域連携）
- 生涯学習センター等施設の通年開館
- 八王子学園都市大学いちょう塾の開学

○学習の成果が生かせるしくみづくり

- 生涯学習フェスティバルの開催
- 環境フェスティバルの開催
- 市民企画事業補助金の実施

○生涯学習社会の形成へ向けた基盤づくり

- 女と男のいきいきフォーラム八王子の開催
- 生涯学習コーディネーターの養成
- シニア元気塾の開催
- 各種相談事業の実施

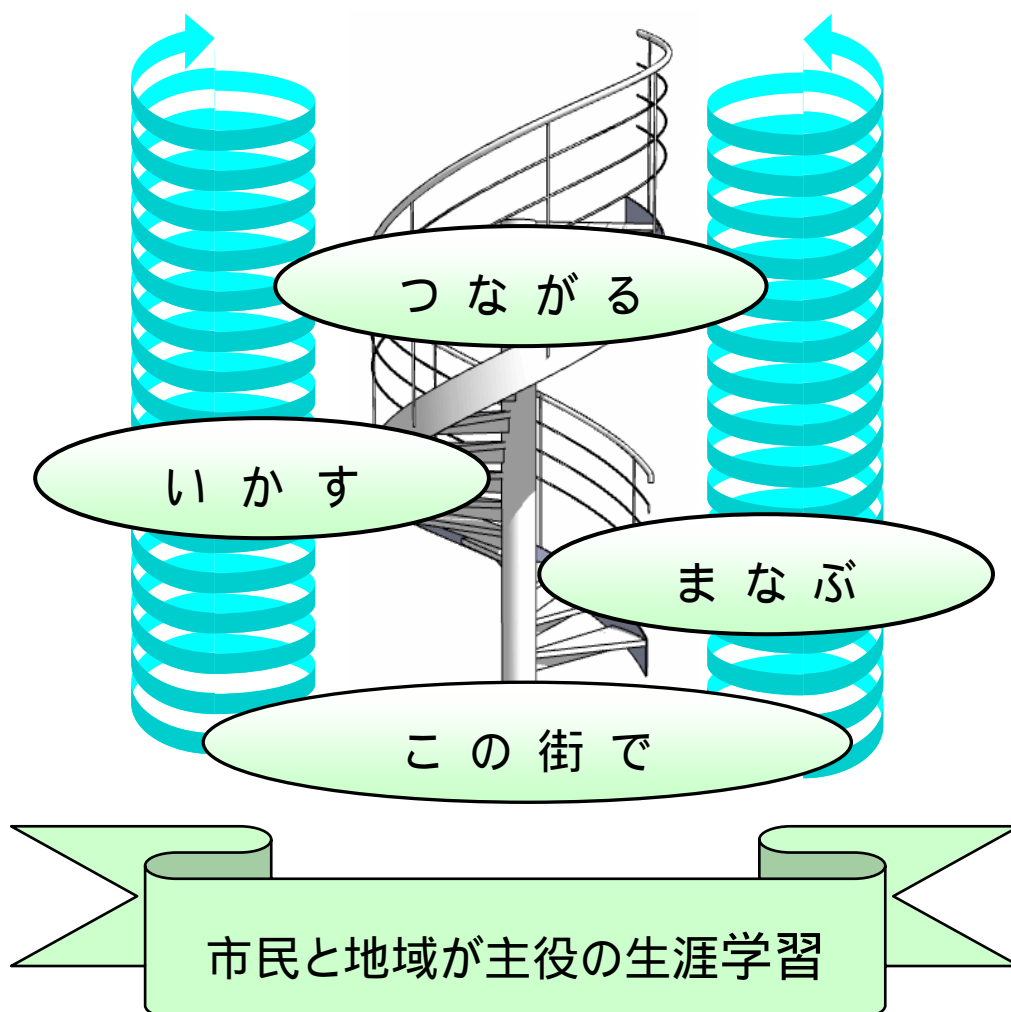
○生涯学習情報の収集と発信のしくみづくり

- 生涯学習夢ネット（生涯学習支援システム）の運営

第2章 八王子のめざす生涯学習社会(基本理念)

八王子は高尾・陣馬の山並みや市の中心を東西に流れる浅川など豊かな自然に恵まれ、甲州街道の宿場町、織物のまちとして栄えてきた歴史と伝統を誇るまちです。一方、23の大学等を有する全国有数の学園都市であるとともに、先端技術産業が集積するまちでもあります。このような様々な地域性や多様性などの“八王子の特性”をいかし、八王子ゆめおりプランの6つの都市像のひとつ「だれもがいつでも多様に学び豊かな文化を育むまち」を実現するため、いつでも、どこでも、だれでもが主体的に学ぶことができ、その学習成果を様々な場でいかすことができる、すべての市民が生涯にわたって心豊かな人生を送るための生涯学習社会の実現をめざすことが必要です。そして、市民と地域が生涯学習の主役となり、この八王子で多くの市民が学び、その学んだ成果をいかすとともに、まちづくりにも実践することで、活動をしている人や団体が相互につながっていく。そうした学びへの姿勢が、新たな学習の高まりへとさらに続いていくような生涯学習社会をめざす必要があります。

市民と地域が主役の生涯学習
～ この街で まなぶ いかす つながる ～



第3章 生涯学習推進の重点項目

1. 市民と行政との協働

八王子ゆめおりプランでは市民と行政との協働により、地域の特性を尊重した自立都市の実現をめざすとしています。協働には市の事業の委託、事業の共同開催、事業への後援、情報の相互提供、市への政策提案など共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けて協力して活動する様々なかたちがあります。

地域の特性や多様性をいかした生涯学習によるまちづくりを進めるには、自ら参画する市民や市民活動団体と行政が手を取り合い協働する様々なかたちを創設していくことが必要です。そのことによって、市民は多様で柔軟性のあるサービスを受け取ることができるようになります。

例えば、毎年多くの市民活動団体が市民企画事業補助金を活用してバラエティに富んだ内容の事業を実施しており、その多くが福祉・教育・国際・文化などに関わる生涯学習関連事業です。また、放課後子どもプラン事業では小学校を舞台に放課後、児童に安全な居場所を地域の教育力によって提供していくなどの手法が取られるなど、これまでの学校教育と学童保育の連携に地域の教育の力(社会教育)を合わせた支援を行う新しい事業も始まっています。

今後は地域や拠点施設を核に生涯学習活動を推進する市民団体や生涯学習関連施設で活動する市民や市民団体のネットワーク化を進めながら、将来的に期待される事業提案・業務の委託・市民への学習活動支援などといったパートナーシップ実現へ向けた研究や取り組みの推進を期待します。

(1) 市民参画・市民が企画する事業の推進と支援

市民が自ら学習活動を行うきっかけづくりや学んだ成果を発表する事業、市民による自主・自発的な学習事業の推進と支援を拡充することが必要です。その具体的な施策としては、次のようなものがあげられます。

- 生涯学習フェスティバル等のイベントの拡充
- 団体・企業・教育機関と連携した人材の活用と協働事業
- 企業で働く人たちと市民の相互交流
- 放課後子ども教室・サタデースクール等での人材の活用と育成
- 市民活動団体の組織化と活動機会の提供
- 企業等との連携による学習機会の提供

(2) 委託先や事業のパートナーとしての協働の検討

市民や団体と連携した生涯学習施設の運営手法の研究など、新たな時代の協働のあり方について検討することが望まれます。こうした点では、以下のような施策の充実が求められます。

- 市民やボランティアと連携した施設の運営の研究
- 市民活動団体と連携した施設の運営の研究
- 企業と連携した施設の運営の研究

(3) 市が実施する事業の継続と拡充

これまでどおり市が責任を持って実施すべき事業については継続と拡充を図ることが必要です。また、学校教育と社会教育を結ぶ「地域」の働きに着目して「地域の教育力」の再構築をめざし、人と人、人と地域のつながりをとおした「学び」を深めていくことが必要です。その具体的な施策としては、次のようなものがあげられます。

保健・福祉、観光、環境分野などでの関連事業の充実

各種啓発事業の継続と拡充

小・中学校における生涯学習の推進（社会教育主事、図書館司書、学芸員等の有資格者の活用など）

2. 情報収集のネットワーク構築と情報の一元的提供の推進

いつでも、どこでも、だれでもが学ぶことができる生涯学習社会を実現するためには、だれもがそれぞれの状況に応じて望んだ情報を簡単に入手し、提供し、活用できる仕組みづくりが重要であることは言うまでもありません。

現代は、多種多様な情報が満ち溢れている情報化社会といわれ、市民にとって必要とする情報と必要としない情報が混在しているのが現状と思われます。市民が必要とする情報を幅広く確実に収集すること、整理した情報を提供するための体制を充実することが必要と考えます。

そのためには、市民団体や大学、民間教育事業者、企業などとの連携や協力による情報収集ネットワークの構築と収集した情報を一元的に提供することが、生涯学習社会醸成のための重要な要素と捉え、次の各項目の推進が必要と思われます。

(1) 情報収集体制の充実

学園都市八王子の特性である市内に存在する23の大学等と企業、さらに市民と行政をつなげる情報ネットワークの構築により、市民が必要とする最新の情報を必要に応じて提供できるよう、学習情報の収集体制の充実を図ることが望まれます。そのために、以下のような具体的な施策を提案します。

大学や教育機関からの情報収集

民間企業や民間事業者からの情報収集

市民団体からの情報収集

学習相談やイベント会場等での「直接の声」による情報収集

(2) 紙媒体（紙面）の活用による情報提供

「広報はちおうじ」や「ミニコミ誌」など身近な紙媒体（紙面）を活用することで、市民の学びたいニーズに対して定期的・的確な情報の提供を行うことが必要です。

そのための具体的な施策としては、次の項目が考えられます。

行政機関発行の広報誌等による情報提供

市民活動団体作成の情報誌等による情報提供

大学や民間教育事業者発行の情報誌等による情報提供

学習活動施設での情報提供

町会など自治会組織の連絡機能を活用した情報提供

生涯学習情報を総合的に掲載する「新たな情報誌の創設」の検討

(3) 電子媒体（パソコン等）による情報提供

ホームページやデータブックなど ICT 技術を活用し、より深みのある最新情報を迅速かつ的確に提供を行うことが望まれます。そのためには、以下のような施策が効果的と考えます。

八王子市のホームページ等による情報提供

生涯学習関係ポータルサイトによる情報提供

パソコン等の活用による e Learning など学習情報の提供

市民にわかりやすい「新たな学びのポータルサイト開設」の検討

(4) 顔の見える情報の提供

直接顔をあわせての学習相談等により、紙面・パソコン等では伝えきれない情報を、相談の内容に応じて提供すること。さらに一歩進んで、市民から提供された情報を次の情報発信の知恵として効果的に活用することが望まれます。その具体的な施策としては次のようなものがあげられます。

学習施設での学習相談による情報提供

暮らしに関する相談窓口等での情報提供

イベント会場等での「生きた情報」の提供

3. 事業の評価と学習施設の活用

いつでも、どこでも、だれでもが各自の状況に応じて生涯学習活動を行うためには、身近な場所に活動の場が必要となります。個々の学習者は、年齢や性別、家族構成、生活様式などにより行動範囲が異なるため、自ら学習の場へ足を運ぶことが難しい人も多くいます。生涯にわたり、あらゆる機会にあらゆる場所において学ぶことができる環境を整備するためには、だれもが気軽に歩いて行ける範囲、例えば小・中学校区くらいの範囲をひとつの単位として、環境整備をすすめることが望ましいと考えます。現在市内には 17 箇所の市民センターがあり、さまざまな学習活動に利用されていますが、今後はさらに小・中学校をはじめとした公共施設や、企業・大学等と連携し所有する施設の開放を進めるなど新たな学習の場の確保を行う必要があります。さらに、老朽化した施設をリニューアルし、魅力のある利用しやすい施設とすることの検討も必要です。その際には、地域に暮らすだれもが利用できるユニバーサルな視点からの環境整備が重要です。

また、生涯学習を推進し「豊かな文化を育むまちづくり」をすすめるためには、単に個人の学習要求を充足させるだけでなく、社会の要請に応じ課題解決を目的とした事業などを積極的に展開していくことが必要です。今後は各学習施設が連携を取りながら、子どもの体験学習や、家庭教育支援、就業支援等、現代の課題に対応したプログラムの開発を進めることや、実施した事業を評価し改善を行うことが重要となります。

(1) 社会教育施設を活用した生涯学習の推進

生涯学習を推進するうえで中心となる社会教育施設の事業内容・運営方法を見直し、生涯学習の拠点施設としての機能を強化していく必要があります。具体的な取り組みについては第4章及び第5章で述べていきます。

(2) 企業や大学等が所有する施設の活用

企業や大学の地域交流・地域貢献がすすむなか、企業や大学が所有する施設の開放をさらにすすめるよう働きかけるとともに、それらが所有する専門的知識を持つ人材を講師とした新たなプログラムの開発を行うことも必要と考えます。その具体的な施策としては、次のようなものがあげられます。

大学や企業の施設開放の促進

「八王子学園都市大学いちょう塾」と生涯学習センター講座の連携・充実
大学コンソーシアム八王子との連携による魅力あるまちづくり

(3) 小・中学校施設の活用

いつでも、どこでも、だれでもがそれぞれの環境に応じて学習活動を行うためには、歩いていける範囲に学習施設があることが望まれます。特に、小・中学校の施設開放については以前から条件整備が求められているなか実現には至っていないため、早急な対応を望みます。その際には、学校が生涯学習活動をとおり、地域交流やコミュニティの中心となりうることも視野に入れて、安全対策にも配慮しながら市民との協働による環境整備をすすめることが重要です。こうした点では、以下のような施策の充実が求められます。

小・中学校施設開放の条件整備とモデル校による試行実施
学社連携事業の充実

(4) 学習施設の効率的な運営と事業の評価

学習施設の効率的な運営や効果的な事業実施のためには、施設の運営方法や実施事業を評価し改善に取り組む必要があります。特に社会教育施設は社会教育法の改正により、自らの運営状況の評価し、その結果に基づき組織的・継続的に施設の運営を改善していかなければなりません。また今後の計画づくりにおいても、施設の運営の改善に資する具体的な数値目標を設定することが不可欠となります。その他の学習施設においても運営能力を向上させるためには、市民団体やNPOと協働した施設運営を積極的に検討することが必要です。

また各施設等で実施した事業についても評価が十分にされているとはいえないため、その効果や課題を次の事業へ活かすためにも事業評価の方策について検討する必要があります。評価に際してはできる限り外部の視点を入れ、評価結果及び結果に基づく改善について市民に公開をすることが必要となります。

なお、施設の運営手法の一例として各地で指定管理者制度の導入がすすんでいます、社会教育施設等への導入については、その設置目的や導入効果等を慎重に検討していくことを求めます。

新たな学習施設の運営手法の検討

施設管理・施設運営に対する評価の導入

計画・実践・評価・改善のサイクル（PDCA）の着実な実施

4.人材の育成と活用

市民の生涯学習活動は、個人によるものからグループ・サークルなどのように複数で行われるもの、全市的な範囲で行われるものなど多様な形態で行われています。いつでも、どこでも、だれでもが意欲的に学べる生涯学習社会を推進するためには、学習を実践する人材の育成が欠かせません。また、学習活動をリードし、継続化し、より深まりのあるものにしていくうえでリーダーやコーディネーターとなる人の存在が、重要な役割となります。学習により獲得した豊かな知識や経験を地域に還元したり、学習成果をいかしたりする機会は、周囲に恩恵をもたらすばかりでなく、学習者本人の喜びにもなり、新たな学習意欲にもつながります。その意味でも人材の育成と活用は重要な要素です。

そこで、この答申では『人材の育成と活用』を重点項目の一つとし、「あらゆる年代を通して自主的・自立的に学ぶ市民の創生」を図ることを提案します。具体的には、あらゆる場における学習の機会の提供を進めるとともに、学習の成果を様々な場で活かし、生涯学習を推進する人材の育成と活用を図ること。一人でも多くの市民が、主体的に学ぶことを目標に、年代や年齢に関係なく、学ぶことが楽しいことを体験できるような機会の創生を図っていくことを求めます。

（１）市民の生涯学習活動を支援

講師などの人材登録制度や出前講座の充実、学習支援委員の活動の活性化により、市民が主体的に行う生涯学習活動を支援することが必要です。また、地縁的つながりの減少や少子高齢化、核家族化などライフスタイルや家族の形態が変化していることに対応し、子育て世代の支援を含めた家庭教育のあり方を検討する必要があります。さらに、本市の資源である豊かな自然や歴史を活用し、市内や姉妹都市、海外友好交流都市において青少年を対象とした各種の体験学習を実施することが望まれます。その具体的な施策としては、次のようなものがあげられます。

生涯学習人材登録(講師・指導者登録情報)の見直し・充実

出前講座の充実

学習支援委員の活動の活性化

家庭教育の支援

長期休暇を中心とした青少年を対象とする事業の実施

(2) 生涯学習活動を支える人材を育成

自主・自発的に生涯学習活動をしている市民、しようとしている市民を支援するため、支援者となりえる新たな人材を発掘し、育成することが必要です。例えば、講師養成講座を実施し、修了者を生涯学習活動の講師やコーディネーターとして活用することが望まれます。また、学校外の人材や活動プログラム等の効果的な活用により、特別支援教育の支援を行い、障害のある子どもたちの社会参加と自立を促進することも必要です。さらに、ボランティア活動への参加を幅広く呼びかけるとともに、専門性を有するボランティアの養成など、ボランティア活動の支援体制の充実を図ることが必要です。こうした点では、以下のような施策の充実が求められます。

「生涯学習を実践している人・生涯学習で貢献できる人」の育成と活用
まちづくりのリーダーや生涯学習コーディネーター等の養成
特別支援教育を支援する仕組みづくり・人材の育成
ボランティアの充実

(3) 団体・企業・教育機関と連携した人材の活用と協働事業

市民の生涯学習活動を支援するうえで、団体や企業、教育機関等の人材を活用することが有効であると考えます。例えば、市内の企業で働く人材が、その企業の福利厚生施設等を利用して、市民にスポーツや文化活動などの指導を行う機会を作ることや、その逆に、企業の部活動等へ市民が指導者として参加する機会を作ることが望まれます。また、グローバル化が進むなか、異文化に触れる機会として、留学生などさまざまな国の人と交流する場を積極的に設けるほか、外国人を生涯学習活動の講師として活用することなどが考えられます。さらに、市民が自ら学習活動を行うきっかけづくりや学んだ成果の発表の場、交流の場として「生涯学習フェスティバル」の拡充が必要です。そのほか、生涯学習の専門的資格を有する人材を中学校区に一人ずつ生涯学習推進員（仮称）として配置して、教職員・児童・生徒・保護者に生涯学習を推進することや、市が実施している放課後子ども教室やサタデースクールの学習アドバイザーやボランティアなどに、中・高生や大学生を含め広く人材を活用していくことを望みます。その具体的な施策としては、次のようなものがあげられます。

企業で働く人たちと市民との相互交流
国際色豊かな人材の活用
生涯学習フェスティバルの拡充
小・中学校における生涯学習の促進
放課後子ども教室・サタデースクール等での人材の活用・育成
地域運営学校（コミュニティスクール）との連携・活用

第4章生涯学習社会における社会教育施設を核とした新たな施策の展開

1. 社会教育施設の充実と関連施設との連携

市民一人ひとりが、社会の様々な変化にも柔軟に対応できるよう新たな知識・技能等を修得し、あわせて、学びによる成果を社会にいかし、地域社会の一員として豊かな人生を送ることができるよう、学習活動を支援する具体的施策と社会教育施設の充実、効果的な活用の方策を検討することが必要だと考えられます。

生涯学習センターをはじめとする社会教育施設では、市民のニーズに対応した多様なプログラムの提供と、市民の学習活動のための施設の活用が進んでいます。しかし市民の学習ニーズは多様化しており、これに適切に対応していくために施設機能等の一層の充実をはかる必要があります。

なお、図書館については第5章で詳しく述べることにします。

(1) 生涯学習センター機能を持つ身近な学習拠点の拡充

市民の学習活動は多くの施設で行われており、生涯学習センターが、生涯学習の中心的な役割を、関係機関と連携しつつ果たしていくことが望まれます。八王子市の面積・人口規模からみると、既存施設の活用などによる学習拠点の整備も課題です。市の基本構想・基本計画である「ゆめおりプラン」では、市域を6地域に分けて地域に密着した行政サービスをめざしています。生涯学習センターの機能を持つ拠点となる施設の市内展開については、ゆめおりプランの地域区分を尊重して、だれでもが身近な場所で学習活動に臨めるよう、既存施設の有効活用も含めて検討する必要があります。

(2) 郷土資料館やこども科学館などの充実の方策

郷土資料館については、八王子の産業や郷土芸能に関する文化財をも視野に入れた総合的なミュージアムへの展開を、また、こども科学館については、子どもから大人までが学習・体験できる施設と位置づけ、名称をはじめ事業を見直し、施設のさらなる有効な活用を図ることを、それぞれ検討することが望まれます。さらに、自然科学に関する資料等の活用についても、今後新たに方策を講じる必要があると思われます。なお、これらの施設の具体的な施策の検討については、博物館協議会で引き続き審議していただくこととなります。

(3) 生涯学習諸施設との連携

生涯学習に関連する施設などとの連携を図り、市民の学習活動への多角的な支援を進める必要があります。

市民の様々な生涯学習活動の場となっている市民センターとの連携の強化

文化施設や保健・福祉施設などとの連携の強化

2. 生涯学習の学習拠点となる生涯学習センターの施設充実の具体策

(1) 「個人の要望」と「社会の要請」に応じた学習機会の提供

市民各々の学習ニーズ等の「個人の要望」を踏まえ、多様なプログラムや施策を検討し、市民の学習活動を支援することが必要です。

また、各個人が、生涯をとおして働くことを可能とする能力やそれを支える意欲等、

変化の激しい社会において自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を身に付けることを支援するとともに、地域社会などの求めに応じた「社会の要請」の視点を持つことが今後は重要となっています。

個人・市民の要望（ニーズ）をさまざまな角度から検討

学習した成果を活かす場の提供を考慮したカリキュラムの検討

（２）地域の課題や公共の課題など、民間事業者には提供されにくい分野の学習支援

各地域の実情やニーズに応じて、民間等では提供されにくい分野について以下のような学習支援を行うことが求められています。

地域の課題や公共の課題などの講座等の開設

家庭教育（子育て）の拠点、元気の出るコミュニティ活動への支援

学習活動の成果の地域教育力向上への活用

エリアごとに地域課題を深めたプログラムの設定

（３）八王子の特性を活かした講座内容の検討

地域の特色、人々の生活や伝統など八王子の文化を育て発展させていくため、八王子の特性を活かした「八王子学」などの講座の拡充などが求められています。

八王子独自のカラーを出した講座開設

コーディネーターによる、生涯学習センター、地域間における情報の伝達

八王子らしさに関連する情報のデータベース化とその活用のしくみの構築

八王子の地域の特性や文化などについて専門の知識があり、継続的に活動できる人材の確保

（４）市民団体及び大学との連携の推進や学習ボランティア等の協力・活用

様々な学習機会の提供や学習活動の実施等において、市民団体、ボランティア団体や大学等の果たす役割が大きく、積極的な連携・協働を進めることが大切です。このことにより、市民にとってより身近な学習の場を提供できるようになると考えます。さらに、以下の点についての検討が求められます。

学習ボランティア、市民団体や自主グループが市民と直接交流できる機会の設定、相互の協力

市の生涯学習のホームページに各大学別の生涯学習関連情報を掲載

大学のインターンシップを活用したボランティア団体への支援

市民活動ボランティア等の養成・支援・活用

（５）多様な学習ニーズに対応した自主グループの育成

学習講座を修了しても、学んだことをいかす場所が見つからないことなどから、学んだままで終わる場合も少なくありません。学習成果の活用の促進や、さまざまな学習ニーズの受け皿として、自主グループの活動は重要です。

そこで、学習講座のプログラムの提供のみではなく、今後は講座で学んだ後の自主

グループの育成、及び活動の支援にもさらに力を注ぐ必要があり、以下の内容について検討が求められます。

- 活動の場所の確保に向けた、市民センターや学校施設などとの連携
- 活動を積極的に担う人の養成、コーディネーターの活用
- 運営をサポートする仕組みの創設
- 指導者育成のためのボランティアの分野別整理と交流、講習の実施

(6) 地域・福祉のボランティアの養成につながる事業の実施

生涯学習の事業には、ボランティアの関わりが大切であり、ボランティアの養成を促進する必要があります。さらに、学習の成果を地域及び社会にいかしていく道筋を示す必要があると考えられます。そのためには、以下のような施策が求められます。

- 小・中学生向けボランティア入門教室の開設
- 中・上級クラスの講座の設置
- 学習の成果をいかすことのできる活動の場所を設定した講座の設置

(7) 青少年の事業の充実

青少年が夏休みなどの長期の休暇期間を活用して、市内、姉妹都市、海外友好都市において各種の自然体験学習、ボランティア学習などを実施することが望まれており、以下の点に着目して実施を推進していくことが期待されます。

- 企画運営能力がある経験者の起用
- 夏季に限らず通年を通じて、連続休日を利用した事業展開
- 成人ボランティア（指導者）の養成と確保
- 大学生・高校生ボランティアの養成と確保

(8) 家庭教育を支援する事業と人材育成

意識やライフスタイルの多様化、少子高齢化、核家族化、地縁的なつながりの減少等により社会構造が変化してきています。このため、次代を担う子どもを育てる家庭教育への支援は、社会全体で行うことが極めて重要になってきており、以下の点の検討が必要です。

- 親が参加しやすい曜日、時間帯や場所での事業の開催
- インターネットやメールマガジンによる家庭教育に関する情報の提供、メール等による相談などの実施
- 家庭教育支援活動の企画・運営
- 家庭教育・子育て自主グループなどの育成と活動の支援
- 家庭教育の支援活動に携わる子育てサポーターや、子育てサポーターの指導者の養成
- 地域において関係機関との連携や保護者同士をつなぐこと等を担うコーディネーターの育成
- 家庭教育の支援のための活動に携わる子育てサポーターや子育て経験者の確保

(9) ICT技術の活用

情報通信技術を活用した学び合いの手法の開発・検証等の施策を進めることにより、高齢者や障害者に優しい学習環境が構築できます。また、在宅のままスキルアップが図れる学習手段などとして効果が期待されます。今後、以下のようなことに留意した事業の実施が望まれます。

また、インターネットや携帯電話の普及等の情報化社会の進展に伴い、メディア上の有害情報が深刻な問題となっていることを踏まえ、社会の有害環境から子どもたちを守るため、子どもたちが適切に情報を判断する能力や、相手への影響を考慮して情報を発信する態度等の情報モラル育成とともに成人に対する啓発等を含む有害情報対策の充実に地域社会全体で取り組むことが必要です。

市民の情報機器の活用に対する支援

ICT機器の利用のできる人とできない人との格差(いわゆるデジタルデバイド)の解消のための事業の実施

さまざまな理由から学習に参加できない人などの情報活用能力(いわゆる情報リテラシー)の向上のための事業の実施

夢ネットに登録された市民団体や個人の講師に係る情報の充実

講座やイベントをカレンダー・分野・地域から検索できるようなデータベースの構築

(10) わかりやすい生涯学習情報の提供

市民主体の生涯学習が幅広く取り込まれるためには、提供する生涯学習が体系化され、わかりやすい学習情報の提供方法について以下のことを検討する必要があります。

整理され利用しやすい情報提供、紙媒体・インターネット・モバイル機器を活用した多岐にわたる情報提供

生涯学習に関する電話窓口や相談窓口の設置

ボランティアを活用した生涯学習情報の整理と提供

市民の情報機器の活用に対する支援

広報やホームページへの生涯学習コーナーの設定

3. 社会教育施設の運営状況についての評価とその方法

市民の学習活動を促進していくために、事業評価することによって学習者のニーズや学習のねらいに見合った改善をはかっていくことは大切なことです。また、ボランティア育成等の講座事業において、必要に応じて学習後の実践や活動の部分についても評価の視野にいれていく方法を検討することも、課題となると考えられます。

また、評価には外部の視点を取り入れ、まず内部評価を行い、その後外部評価委員会(仮称)を経て市民に公開するような手順が適当です。

第5章 生涯学習施設としての、これからの図書館のあり方

八王子市が目指す生涯学習社会の中での図書館の位置づけは、年間180万人（平成19年度）の方が利用している、市民にとっての、重要な学びの拠点です。

しかしながら、今までの図書館は、その活動内容から見ると、資料（図書・雑誌や視聴覚資料）や情報の提供が主な仕事でした。

今日の社会では、市民一人ひとりの自己判断による決定・選択とそのことに対する自己責任が求められる傾向が強くなってきています。個人が意思決定をするうえで、市民が気軽に必要としている情報を入手できるようにする役割を担う点で、これまでの図書館の役割は今後もさらに拡充していくことが重要です。

その一方で、子育て支援としてのブックスタート事業や、幼児期から児童、青少年期に読書習慣の形成や心の成長に資する図書の提供といった教育的な支援の拡充、さらに社会的弱者に対する図書館機能を使つての支援などが重要となります。また、人生80年時代を心の面で豊かに過ごす学びの場としての生涯学習を、個人の学習の枠に留めるだけでなく、そこで培った経験や知識を地域や社会に還元する活動への支援と考え、そのための環境整備の実施や、情報通信技術を活用したソフト事業の展開など、図書館には新たな大きな役割が求められてきています。

生涯学習拠点としての図書館の充実が市民にとって重要なことではありますが、これまでのような施設や蔵書量の増強もさることながら、今後は図書館サービスの質的な面での強化にも目配りすることが重要なことから、上記のような観点から図書館の機能を十分に見直すとともに、限られた人的資源を最大限に活用して、分権・協働時代に相応しい効率的な体制を積極的に推進し、また、市民や学識経験者による外部評価なども取り入れて、市民が満足し地域に役立つ施設となるよう図書館のあり方を検討してきました。その結果としての方向性を以下に記します。

1. 今、求められる図書館像

市民から、多種多様な要望が日々寄せられている図書館で、充実を求められている役割等について、項目を分けて検討しました。

（1）読書のまち八王子推進構想に基づいた事業展開

図書館として、市民の読書活動の活発化を支援することは、とても重要なことです。特に八王子市は、施策として市をあげて「読書のまち八王子推進計画」を策定し着実な実現に努めており、いつでも、どこでも、だれでもが生涯にわたって読書に親しめる環境づくりと、個人の読書環境を成長に合わせてバックアップしてくれる図書館サービスの充実を求めています。そのための具体的な施策としては次のようなものがあげられます。

市民とともに作り上げていく図書館へ向けた啓発・普及等の事業の実施

地域間の格差を緩和するため地区図書室の分室化など、読書しやすい環境の整備

家庭での読書環境の充実を支援

児童・生徒にとって一番身近な図書館である学校図書館への支援

中高校生向け読書の充実

生涯にわたって学び、創造し、充実する人生を応援する図書館サービス

図書館を直接利用することが困難な方や外国人の方への支援

「読書のまち八王子」推進計画の着実な推進

(2) 課題解決支援型図書館としての機能強化

これからの図書館には、市民の読書を支援するだけでなく、地域や市民の日常生活での課題解決に向けた取り組みに必要な資料や情報を提供することにより、地域や市民の課題解決を支援し、市民の課題解決能力の向上に資することを目指すべきであると考えます。例えば、第二のライフステージにおける自己実現の達成支援や、より具体的な就業につながる資料や学習方法の提供などが考えられます。

また、八王子市に由来する映像等を含む多様な媒体のコレクションは積極的に収集し、市民に公開するとともに保存を行い、魅力ある図書館づくりを行うべきであると考えます。その際には、電子情報の取得に不慣れな方などに対しての情報格差が生じないように留意する必要があります。

地域の課題解決のための情報サービス提供機能の強化

地域の情報拠点としての機能を充実

八王子市の伝統や文化を元にした、独自のコレクションの構築による特色づくり

(3) 市内大学図書館や他市との連携

他市や市内大学図書館との連携は、市民の図書館利用環境の向上となり、更なる拡大を望むものです。特に、市内および周辺部に23の大学等が存在し、公共図書館では所蔵しない専門分野の図書を、多く所蔵しています。大学等との連携によって、知的財産の共有化が図られ、市民の生涯学習を支援する大きな役割を担うことにもなり、市としても活用すべき連携と考えます。そこで、大学や相互の自治体にとっても連携が意義を持つことになるよう留意しつつ、施策展開を図っていく必要があります。

「大学コンソーシアム八王子」における図書館連携を実施

市内大学図書館や他市との相互連携の質的拡大を検討

市民の行動範囲や生活圏に沿った、利便性の向上をとまなう他市との新たな連携を模索

(4) 情報発信機能の拡充

図書館が持つ、多くの機能（調べ物支援、リクエストサービス、地域情報の提供等）をホームページなどを活用して、市民が有効に活用できるよう整備し、地域住民にとって日常生活で起こる課題解決を考える際に、図書館を使ってもらえるように働きかけることが重要だと考えます。特に、市民が来館するのをただ待つのではなく、積極的に情報を発信して、来館しなくても図書館サービスが受けられる仕組みづくりを検

討すべきです。

その中で、地域に関する資料をデジタル化する等、長期に利用しやすい保存方法とホームページでの公開等を検討すべきであると考えます。また、その際には双方向性(図書館側から発信するだけでなく、利用者の声を受け、再度応えていくような形)の観点に留意することも重要です。そのため、当面、以下のような施策に力を注ぐべきです。

ICTを活用したサービスの向上

各分野の市政資料等を、縦割りを排して一括して検索できるような図書館システムの構築

地域資料等のデジタルアーカイブ化とその活用

(5) 市民の文化発信・文化創造を支援する「場所」機能の強化

数多くの市民が繰り返し訪れる『場』である図書館は、個人の持つ蓄積された経験や知識が行き交う場でもあります。一人ひとりが持つ能力や知恵・経験等を個として留めておくのではなく、図書館機能を仲立ちとして結びつけることにより、さらにかされ、新たな文化の発信や創造が可能となると思われま。図書館は、そのための市民活動を支援する役割を担っており、積極的に機能強化を図るべきであると考えま。

市民の学びや知識交流の場としての図書館

調べ学習、自分史づくり、郷土史の文献作成と発表機会の重視

(6) 人材の育成

社会の変化に柔軟かつ的確に対応できるよう、図書館員の意識を改革し、資質向上を図るため専門研修等への参加の機会を拡充するなどして、一人ひとりの職員が最大の効果を生み出すことのできる人的財産としていくことが重要です。

また、職員だけでなく、現在の図書館経営において事業実施の際の貴重な協働の相手方であるボランティア等への必要な研修等の支援に努めることも重要な課題です。

図書館職員の資質の向上に向けた各種研修等への参加

経験の蓄積をいかせる仕組みづくりの推進

学校等関係機関と連携するための人材の育成

子育て家庭、地域での人材育成への支援

ボランティアの育成、協働のための仕組みづくり

2. 効果・効率的な管理運営

1の「今、求められる図書館像」において提起した、種々のサービスの充実を現在の自治体がおかれた環境の中で実行していくためには、業務の集中化や組織の効率化を図ることが必要です。そこで、業務の集中化によって新たな資源を生み出し、これをサービスの充実や新たな事業展開に充当することを提案します。

(1) 中央図書館と分館・分室との機能分担の推進

現在の図書館の体制をみると、各図書館で重複して事務を行っている部分があります。重複する事務については、集中化・専門化することにより、生み出した様々な資源を新たな図書館サービスの実現に充てることが「集中と選択」の時代に求められる手法と考えます。

図書館全体の管理運営・事業企画など、読書活動の推進に向けた様々な役割を担う中心館と窓口サービスを中心にした分館・分室との機能分担
業務の集中化等による効率化によって人材、資料、設備、資金など多様な資源を生み出し、サービスの充実や新しい事業展開を実現

(2) 現行業務の見直しに伴う資源の適正配分

限られた人的資源を最大限に活用し、費用対効果を考慮しながら、分権・協働時代に相応しい体制を積極的に推進し、サービスの拡充に努めるべきであると考えます。

また、図書館サービスについて、内部での徹底した自己点検・自己評価を行うとともに、外部評価委員会（仮称）を経て、すべての市民が満足する図書館サービスの充実を進めることを要望します。

司書の専門性をいかしたサービスを推進していくための制度・仕組みづくり
費用対効果を考慮しつつ、最も効率的な方法で運営
市民の目による外部評価を取り入れ、図書館の改革を推進

おわりに

都心からわずか 40 キロメートル圏に位置し、甲州街道の宿場町としての歴史・伝統を持つ交通の要衝でありながら、豊かな自然や多様な地域性も有している八王子市。また、全国でも稀な大学等高等教育機関の集まる学園都市の側面や先端技術産業都市としての側面も備えている八王子市は、生涯学習社会の構築に向け、豊かな可能性を持っていると言えます。

八王子市教育委員会から「これからの八王子市の生涯学習振興の基本方策について」の諮問を受けた八王子市生涯学習審議会では、現行の「八王子生涯学習プラン」を踏まえたうえで、これからの生涯学習を推進していく柱として「協働」・「情報」・「施設」・「人材」をキーワードに、4つの重点項目を定めました。また、市民の多様な生涯学習活動を支援するために、中核的な機能を果たすことが求められる生涯学習センターと図書館のこれからのあり方についても重点的に審議しました。生涯学習センターの役割については、市民の学習を支援する公的施設として、様々な学習ニーズにあった八王子らしいプログラムの提供と施設の活用方法の多角的な議論が出されました。また、市民や市民団体及び生涯学習関連諸施設との連携のあり方やその展開及び市民の施設運営への参画、スタッフとしての活躍による活性化について審議しました。生涯学習施設の図書館としては、多くの市民が図書館に求めている、多種多様なサービスの充実に応えられるよう、業務の集中化や組織の効率化によって、実現が可能なかを検討しました。

平成 18 年 12 月の教育基本法の改正に始まる法改正や教育に関する答申に共通した項目のひとつが「社会全体で教育力を向上させる」ことの必要性です。その取り組みとして生涯学習の振興に大きな期待が寄せられていると考えられます。

生涯学習の振興は、すぐに目に見える成果が表れる取り組みとは言い難い面があります。しかし、八王子の未来への投資として積極的に推進することが望まれます。これから策定される新たな「八王子生涯学習プラン」に本答申が活かされ、「市民と地域が主役の生涯学習」をめざす積極的な具体策が提示されることを期待します。

八王子市生涯学習審議会委員名簿

平成 19 年 7 月 1 日発令
は平成 20 年 9 月 1 日まで
は平成 21 年 1 月 1 日発令

会 長	三 浦 眞 一	八王子市学園都市文化ふれあい財団理事
副会長	瀬 沼 克 彰	桜美林大学名誉教授
副会長	炭 谷 晃 男	大妻女子大学教授
副会長	糸 賀 雅 児	慶応義塾大学教授
副会長	山 崎 久 道	中央大学教授
	浅 野 里恵子	NPO 法人 八王子子ども劇場代表
	大神田 久	財団法人 日本ボーイスカウト東京連盟理事
	大 田 直 子	首都大学東京教授
	大 橋 道 代	八王子子ども文庫連絡協議会会長
	加 藤 一 詞	八王子市立小・中学校評議員
	糸 田 孝 子	公募委員
	小 林 正 博	公募委員
	千 種 康 民	公募委員
	野 嶋 和 之	八王子千人同心旧交会副会長
	濱 田 雅 子	楽しい日本語の会
	宮 本 茂	八王子市立小学校教諭
	山 崎 恵 子	青少年対策中山地区委員会理事